

2022年（令和4年）第11回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）11月16日（水）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）11月16日（水）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）11月30日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第6号 非農地判断について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
 - 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 13番 山本 明
 - 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上10名
- 8 欠席委員
 - 5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子 11番 下江 京子
 - 12番 河村 昇 以上5名

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局専門員	延平 光雄	事務局次長	瀧川 滋雄
事務局	三好 千鶴	沼隈出張所長	野田 真之
神辺出張所	杉原 信弘	松永出張所	花田 宏
北部出張所	藤井 勝俊		

以上7名

1 1 議事内容
午前 9時55分

事務局	ただいまから、2022年（令和4年）第11回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち、出席委員10名、欠席委員5名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号3番土屋智樹委員と議席番号10番安原 理雄委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第11回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書（別冊）の6ページ22番の備考欄に「8ページ4番と関連」を追記。 次に8ページ4番の備考欄に「6ページ22番と関連」を追記。 次に9ページの5番と6番の備考欄「所要面積：1, 311㎡」を「所要面積：1, 854㎡ 併用地：543㎡」に訂正。 次に13ページ16番が取下げ。

<p>事務局 続き</p>	<p>これに伴い14ページの合計欄「田 12筆 6,340」を「田 11筆 6,179」に、「計 33筆 13,611」を「計 32筆 13,450」に訂正。</p> <p>次に15ページ3番の内「1612-9」の筆を取下げ。</p> <p>次に25ページ88番の借受人住所欄「144番1号」を「144番地1」に訂正。</p> <p>これに伴い26ページの合計欄「田 119筆 96,600.98」を「田 118筆 96,384.98」に、「計 137筆 112,025.18」を「計 136筆 111,809.18」に訂正。</p> <p>次に27ページ2番の内「7556-2」の筆を取下げ。</p> <p>次に31ページ3番を取下げ。</p> <p>次に30ページと34ページの「畑 7筆 4,487」を「畑 6筆 3,602」に、「計 44筆 38,704」を「計 43筆 37,819」に訂正。</p> <p>次に37ページの10番の届出人欄に「兵庫県高砂市曾根町2381番地の3 芦原 照明」、申請事由欄に「相続」、備考欄に「令和4年10月20日」を追記。</p> <p>次に37ページから40ページの申請番号10番から26番を1ずつ繰り上げて最後が25番になるように訂正。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、11月25日の午後2時からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号16件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第6号4件、議案第7号36件、議案第8号1件、議案第9号1件、合計60件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から16番について報告します。</p> <p>1番は、郷分町の受人が、山手町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>を拡大するものです。</p> <p>2番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地の所有権を取得するものです。</p> <p>4番と5番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の申請人2人が、互いの農地所有権を交換するものです。</p> <p>6番は、御幸町の受人が、霞町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番と8番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、7番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、8番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>9番は、熊野町の受人が、尾道市の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>10番は、岡山県井原市の受人が、春日町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>11番から13番は関連案件です。</p> <p>曙町の受人が、渡人3人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>14番は、箕島町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>15番は、箕島町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>16番は、赤坂町の受人が、金江町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、11月25日、午前9時10分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。(委員7名全員の出席により)、議案第1号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第7号23件、議案第8号1件、議案第9号1件について審議いたしました。</p>

<p>委員 7番 岡本 続き</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の17番について報告します。</p> <p>17番は、西部地区の16番との関連案件です。赤坂町の受人が、金江町の渡人と使用貸借権を設定するものです。</p> <p>新規就農され、野菜を栽培する計画です。農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、11月25日の午後0時20分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号1件、議案第6号3件、議案第7号22件、議案第8号10件、議案第9号1件、の合計47件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページの18番から6ページの22番について報告します。</p> <p>18番は、芦田町の譲受人が、申請地の2筆を破産者から譲り受け、芦田町大字上有地2945番1で水稻を同所同字2945番2では季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>19番は、田尻町の譲受人が、千葉県市川市の譲渡人から申請地8筆を譲り受け、山野町大字山野字大原3477番及び同所同字3478番の田では水稻を栽培し、以下6筆の畑では季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>20番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>21番は、新市町の譲受人が、同町の兄である譲渡人から申請地を贈与により譲り受け、水稻を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>22番は、8ページ4番と関連案件です。</p> <p>新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大する計画です。なお、8ページ4番の申請地とは一筆でしたが、この3条許可申請と、5条許可申請に分けるため、分筆されています。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、11月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第7号16件、議案第8号5件、議案第9号3件の合計27件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ23番について報告します。</p> <p>23番は、申請地の下御領の田2筆合計1,754㎡について、広島市の渡人が、遠方居住で耕作困難となっていることから、西中条の受人が譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>箕島町の申請人が、申請地に売電用太陽光発電パネルを設置し、利用するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は、箕島小学校の南東、約600メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊7ページ2番について報告します。</p> <p>2番は、新市町に住む申請者が、太陽光発電パネルを104枚設置して、売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は、常金中学校の南900メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、11月24日の午前8時40分からの現地調査に続き、午前11時半から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第3号1件、議案第5号1件、議案第6号15件、議案第7号2件、合計19件について審議しました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8頁1番について報告します。</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>1番は、引野町の渡人から同町の受人が使用貸借権を設定し、住宅を1棟建築するものです。 場所は、大門中学校から西、710メートルです。 現地調査をしましたが、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。 岡山県井原市の受人が、春日町の渡人から申請地を譲り受け、倉庫3棟を利用するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。 場所は、水呑小学校の北西、約1.8キロメートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、3番について報告します。 3番は、金江町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、後浜池の南側隣接地です。 現地調査を行いました。農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊8ページ4番から9ページ7番について報告します。 4番は、追認許可申請で、6ページ22番と関連案件です。 新市町の譲受人は、5年以上前から隣地の農作業のため、農機具等の収納目的でプレハブ倉庫とビニールハウス倉庫を無断で設置・使用し、道路沿いの一部は露天駐車場として利用してきました。 このたび、相続を受けた譲渡人から所有権の移転を受け、無断転用を是正</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>するものです。</p> <p>なお、このことについては、顛末書に記されています。</p> <p>場所は、常金中学校の南1.3キロメートルの所です。</p> <p>9ページ5番及び6番は、関連案件です。</p> <p>新市町にある木製品の製造販売業を営む譲受人は事業拡大のため、5番及び6番の譲渡人からそれぞれの申請地を譲り受け、5番で木材の露天資材置場にまた、6番では木材の露天資材置場及び露天駐車場に転用利用するものです。</p> <p>場所は常金中学校の南500メートルの所です。</p> <p>次の7番は事業計画変更のため、51ページの1番で5条許可を取り消した東京都港区の再生可能エネルギー発電事業者が、この度、申請地に地上権を設定し、31年間借り受け、160枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は常金丸小学校の北600メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」9ページ8番について報告します。</p> <p>8番は、京都市中京区の発電事業を営む法人が、川北の田1筆848㎡を川北の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル150枚を設置して売電をするものです。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適</p>

事務局 続き	<p>切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第3号には常設審議委員会への意見聴取案件がありません</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、千田町の申請人が、昭和42年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。</p> <p>場所は、山の田池から北西方向へ、約130メートルから500メートルの範囲です。</p> <p>なお、6717番1は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊10ページの2番について報告します。</p> <p>2番の駅家町大字向永谷211番1に申請人の父親が昭和49年頃、住宅を建築し、宅地として現在に至っています。</p> <p>場所は福相小学校の東1.3キロメートルの所です。</p> <p>申請地は農振農用地からの除外地で、現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」10ページ3番について報告します。</p> <p>上竹田の申請人は、申請地である上竹田の田1筆636㎡と畑5筆2374㎡について、平成10年4月頃から耕作放棄していたところ、竹、雑木等が繁茂して山林となっているものです。</p> <p>場所は上竹田の内砂子池と内砂子奥池の間にある山の谷間に位置します。</p> <p>現地確認しましたが、農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定します。</p>

議 長	次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
委員 1 番 佐藤	議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、11 頁 1 番について報告します。 1 番は、申請人である子が東深津町の 2 筆を相続し、営農していくものです。 場所は、深津小学校から南へ 450 m です。 現地確認を行いました。申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第 6 号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1 番 佐藤	議案第 6 号「非農地判断について」の 12 頁 1 番から 13 頁 15 番について報告します。 1 番～4 番と 14 番、5 番～7 番、8 番～13 番と 15 番は坪生町の 3 か所にまとまった位置にあります。

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>農地パトロールで長いもので2018年9月から、短いものでも2020年9月から複数年荒廃区分5と確認しており山林状態が続いているものです。 山の麓で、傾斜地・不整形地のため耕作困難だったと考えられます。 場所は1番～4番と14番は、坪生小学校から東北東1,080m、5番～7番は坪生小学校から東610m、8番～13番と15番は坪生小学校から北620mの位置になります。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第6号「非農地判断について」の17番から20番について報告します。 熊野町において、昨年より農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第6号「非農地判断について」の別冊14ページ21番から23番について報告します。 21番及び22番の農地は深い谷あいであり、階段状の不整形地のため、雑木等が密集繁茂しておりました。 場所は服部大池の西1キロメートルの所です。 23番の農地周辺は、整形な水田や畑が連担しており、その中心部に位置しますが、耕作機械の搬入路が狭く、5年以上にわたり耕作放棄され、雑木等が繁茂しております。今後も基盤整備の計画はありません。 場所は服部大池の東600メートルの所です。 21番から23番は農地性がなく復元も困難であり、周辺の農地への影響もないため、非農地判断は妥当としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の15頁1番2筆から2番の内1筆について報告します。</p> <p>2件、3筆、地目：田、面積1,828㎡で3年更新です。</p> <p>1番は使用貸借、2番は賃借です。</p> <p>協議会で審査しましたが、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の3番から38番について報告します。</p> <p>合計で、 36件，49筆，面積 3万4063.51平方メートルです。</p> <p>地目別では、 田：34筆：2万1002.31平方メートル， 畑：14筆：1万2985.2平方メートル その他：1筆：76平方メートル です。</p> <p>新規・更新の別では、 新規分 24件，29筆，2万22.5平方メートル 更新分 12件，20筆，1万4041.01平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査，報告があり，協議会で審査しましたが，いずれも，農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは，議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の39番から61番について報告します。</p> <p>合計で，23件，36筆，面積 22,606.67㎡です。</p> <p>地目別では，田：35筆，22,243.67㎡， 畑： 1筆，363㎡</p> <p>新規・更新の別では、 新規分21件，32筆，20,095.67㎡と 更新分が2件，4筆，2,511㎡です。</p> <p>担当委員による調査，報告があり，協議会で審査しましたが，いずれも，農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは，議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊22ページの62番から24ページの83番について報告します。</p> <p>全体で，22件，田が25筆，27,583平方メートル，畑が2筆，2,000平方メートルです。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>新規分が，10件，13筆，14，106平方メートル， 更新分が，12件，14筆，15，477平方メートルとなっております。 作物別では， 水稻の作付けが 12筆，12，527平方メートルです。 野菜や果樹の作付けは，11筆，12，895平方メートルです。 い草の作付けは， 1筆，436平方メートルです。 藍の作付けは， 1筆，1，725平方メートルです。 飼料作物の作付けは， 2筆，2，000平方メートルです。</p> <p>なお，今回の新規就農者は個人が3名です。担当委員から調査，報告があり，協議会で審査しましたが，いずれの案件も，農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」15ページ2番神辺分と24ページ84番から26ページ98番について報告します。</p> <p>合計で，16件，登記地目別は，全て田で21筆，面積23，668㎡です。</p> <p>利用権別は，賃借が6件7筆，使用貸借が10件14筆で，利用目的別では，17筆が田で水稻，4筆が畑で野菜です。</p> <p>新規・更新の別では，新規分7件7，877㎡，更新分9件15，791㎡です。</p> <p>担当委員による調査，報告があり，協議会で審議しましたが，いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により，農業委員会の決定を経て，農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の15ページから26ページにかけて計98件を上程しています。</p> <p>この内，「新規就農促進措置」によるものは，16ページ12番，18ページ28番と29番，19ページ39番，22ページ61番，25ページ</p>

事務局 続き	<p>ジ 88 番で経営面積が 1, 000 平方メートル未満ですが、1 筆を単位として利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は、9 月 30 日を締切りとして、136 筆、111, 809.18 平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号から 4 号の各号の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、25 ページの 89 番から 91 番は谷本耕造職務代理者が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第 31 条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委 員	<p>(谷本耕造職務代理者が退席)</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第 7 号は原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>採決が終わりましたので、谷本耕造職務代理者は入室・ご着席ください。</p>
議 長	<p>次に、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」を上程します。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	<p>議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の1番について報告します。</p> <p>南蔵王町の貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長 委 員 7番 岡本	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業分）」の3番について報告します。</p> <p>2番は、貸付希望者から農地中間管理機構が、計画対象農地に中間管理権を設定して借り受けるものです。件数1件、登記地目は畑で1筆、使用貸借により、面積は519㎡です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長 委 員 10番 安原	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」（農地中間管理事業）の27ページ3番から29ページ12番について報告します。</p> <p>中間管理機構は貸し出される対象農地へ中間管理権を設定し、すべて賃借するものです。</p> <p>全部で10件、田は20筆、16,976平方メートル。畑は5筆、3,083平方メートルです。</p> <p>全ての農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。

<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の29ページ13番から30ページ17番について報告します。</p> <p>貸付希望者から農地中間管理機構が、計画対象農地に中間管理権を設定して借り受けるもので、件数5件、登記地目は全て田で13筆、賃借によるもので、面積は14,891㎡です。</p> <p>当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第8号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。</p> <p>17件、43筆、37,819平方メートルの申し出がありました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第8号は原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上</p>

議 長 続 ぎ	程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野 田	議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の1番については、計画案に意見、異議等はありません。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡 本	議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の2番について報告します。 2番は、金江町の受人が、使用貸借により、対象農地の金江町の1筆、合計519㎡を借り受けて、柿の栽培をする計画です。 受人は、既に柿の栽培経験があり、今回の計画案に意見、異議はありません。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安 原	議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の31ページから33ページにかけての4番について報告します。 神石高原町の賃借人である法人が農地中間管理機構から対象農地の田、20筆、16,976平方メートルと畑5筆、3,083平方メートルを借り受け、野沢菜・小麦・えごま・青じそ等の栽培をする計画です。 この法人はすでに配分計画による実績もあり、今回の計画案に意見、異議はありません。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山 本	議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の33ページ5番から34ページ7番について報告します。 5番は、庄原市の法人が、賃借権で徳田の田1筆1,087㎡を借り受け

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>て、キャベツの栽培をする計画です。</p> <p>6番は、新涯町の法人が、賃借権で西中条の田2筆合計2,158㎡を借り受けて、タマネギ、ジャガイモ等の栽培をする計画です。</p> <p>7番は、上御領の農事組合法人が、賃借権で八尋の田10筆合計11,646㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>いずれの法人も既にそれぞれの地区で配分計画による集積実績もあり、今回の計画案に意見、異議はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第9号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。</p> <p>農用地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。</p> <p>利用権の始期は県の公告日の翌日からとなります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入りますが、山本委員が関係する案件が含まれますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(山本委員が退席)</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第9号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第9号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。
議長	採決が終わりましたので、谷本耕造職務代理者は入室・ご着席ください。
議長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の35ページから40ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、25件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、41と42ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、43ページから48ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条13件、5条39件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、49ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が1件ありました。</p> <p>次に、50ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、51ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>

議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第11回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は12月28日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時55分閉会

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により、ここに署名する。

議 長

.....

3 番委員

.....

10 番委員

.....